

令和5年5月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和5年5月22日（月）

午前9時30分より

場 所 町民センター 2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

(1) 議案第3号 令和6年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針
(案) について

(2) 議案第4号 令和5年度一般会計補正予算（第3号補正）について

5 報告・協議事項

(1) 小・中学校学級編成及び児童生徒数について

資料 No. 1

(2) 二宮町スポーツ協会補助金交付要綱の全部改正について

資料 No. 2

(3) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和5年5月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R5.4.28~R5.5.21)

月	日	曜日	内 容
4	28	金	定例教育委員会議
			校長会（臨時）
			二宮町スポーツ協会総会
5	2	火	政策会議
5	7	日	発達サポーター育成講座 in にのみや
5	9	火	小中学校校長会
			神奈川県町村教育長会議
5	11	木	春の交通安全運動（街頭監視）
			生涯学習センター防災訓練
5	12	金	二宮中学校 PTA 総会
5	14	日	第18回エコフェスタにのみや
5	15	月	全国町村教育長会第64回定期総会・研究大会
			教科書用図書採択検討委員会
5	16	火	政策会議
5	17	水	幼保小連携推進会議
5	18	木	社会教育委員会議
5	19	金	二宮町図書館協議会
			二宮町児童生徒安全対策協議会

5月政策会議結果報告

令和5年5月2日（火）開催分

【町長あいさつ】

先日、町長ヒアリングで各事業等の方向性を確認しているが、すぐに6月議会になるため、必要な準備をすること。

【主な付議案件】

- 1 令和6年度国政に関する要望について（神奈川県町村会）（政策部）
 - ・「学校教育の振興・教職員定数の充実や小規模校に対する教職員の加配の改善等」について新規要望する。教職員定数の充実や小規模校に対する教職員の加配を改善するとともに、スクール・サポート・スタッフや学習指導員の配置を可能とする財政措置を行う。
 - ・また、児童・生徒の多様性が高まり、サポートを行う支援教育補助員の増員が必須となっているため、地方交付税の需要額への算入ではなく、国庫補助制度の創設を要望する。
- 2 令和6年度県の施策・予算に関する要望について（3市3町広域行政推進協議会）（政策部）
 - ・二宮町でも外国からの転入で定住する方が増加傾向にあり、町負担が増大している実態を踏まえ、「日本語指導協力者の派遣に対する県の財政支援について」を新規で要望事項に追加することとした。
- 3 二宮町気候非常事態宣言の発出について（都市部）
 - ・5月14日（日）に開催される「第18回エコフェスタにのみや」のホールイベント内で、上記宣言の発出を行う。

【情報交換】

- 10月から、町が発行する領収書について、すべてインボイス制度対応のもので発行することに決定した（政策部）

令和5年5月16日（火）開催分

【町長あいさつ】

5月13日（土）～14日（日）に開催された「エコフェスタにのみや」で発出した気候非常事態宣言は、町民との協働による取組です。他の事業においても町民との協働を意識して取組んでください。

【主な付議案件】

- 1 議会定例会における一般質問・総括質疑のとりまとめについて
(政策部)
 - ・令和5年第1回議会定例会の一般質問・総括質疑について、議員の要望事項に対する各課の対応を協議し決定した。

- 2 令和5年度予算審査特別委員会の要望等に関する対応について
(政策部)
 - ・令和5年第1回議会定例会の令和5年度予算審査特別委員会における委員からの要望事項に対する各課の対応を協議し決定した。

- 3 令和5年度 重点施策事業等に係る町長ヒアリング結果について
(政策部)
 - ・4月に実施した令和5年度重点施策事業等に係る町長ヒアリングの結果が示された。それぞれ内容を確認し、次回の会議で決定することとなった。

【情報交換】

- 5月27日(土) ^{ごみゼロ}530キャンペーンの実施(都市部)
- 5月25日(木)～31日(水)二宮せせらぎ公園の「ほたるの鑑賞会」の開催(都市部)

教育総務課事業報告

事業報告

(令和5年4月28日～令和5年5月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月9日	火	小・中学校校長会	町民センター	14
5月9日	火	初任者研修会	町民センター	8
5月10日	水	情報教育担当者会	オンライン	9
5月11日	木	特別支援教育担当者会	オンライン	25
5月12日	金	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループ代表者会	オンライン	17
5月16日	火	人権教育担当者会	オンライン	7
5月16日	火	学校事務連携会議	町民センター	7
5月17日	水	幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会	町民センター	8
5月17日	水	幼稚園・保育園・小学校交流会	町民センター	18
5/18～5/19	木金	小学校3校修学旅行	-	-
5月19日	金	児童生徒安全対策協議会	町民センター	24
5月20日	土	二宮中学校体育祭(汐鳴祭)	二宮中学校	-
5月20日	土	二宮西中学校体育祭	二宮西中学校	-

事業予定

(令和5年5月22日～令和5年6月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月23日	火	第1回にのみや学園制服のあり方検討会	第1会議室	22
5月23日	火	小中交流会(二宮中学校)	二宮中学校	-
5月25日	木	小中交流会(二宮西中学校)	二宮西中学校	-
5月25日	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小学校	13
5月31日	水	二宮小学校運動会	二宮小学校	-
6月1日	木	山西小学校運動会	山西小学校	-
6月8日	木	二宮町幼・保・小・中一斉避難訓練及び引取り訓練	各園、町立学校	-
6月12日	月	二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会	町民センター	30
6月14日	水	小・中学校校長会	町民センター	14
6月14日	水	中学校英語教育研修会	二宮中学校	10
6月15日	木	小中一貫カリキュラムワーキンググループミーティング	各校・町民センター・オンライン	-
6月16日	金	学校事務連携会議	町民センター	7
6/15～6/17	木～土	二宮西中学校修学旅行	-	-
6/18～6/20	日～火	二宮中学校修学旅行	-	-

学校給食センター

事業報告

(令和5年4月28日～令和5年5月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
----	----	----------	------	----

事業予定

(令和5年5月22日～令和5年6月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月24日	水	納入物資業務監査	給食センター	5
5月31日	水	令和4年度学校給食費会計監査	給食センター	7
6月28日	水	納入物資業務監査	給食センター	5
6月29日	木	令和5年度第1回学校給食センター運営委員会	町民センター	17

生涯学習課事業報告

(令和5年4月28日～5月21日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者/人数	担当班
5/6	土	第9回バラ展 (町民大学) 5/7まで	ラディアン	—	—	学習
5/17	水	ちいちゃいおはなし会	おはなしのへや	10組		図書館
5/18	木	第1回 社会教育委員会議	ミーティングルーム1	14人	13人	学習
5/19	金	わらべうたであそぼう!	ラディアン和室	各8組		図書館
5/19	金	第1回 図書館協議会	町民センター	13人		図書館
5/20	土	おはなし会	おはなしのへや	10組		図書館

生涯学習課事業予定

(令和5年5月22日～6月29日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	開始時間	担当班
5/24	水	第1回文化財保護委員会議	ミーティングルーム1	13:30	学習
5/25	木	町民大学講座 『小田原城の総構えを歩こう』	小田原城ほか	10:00	学習
5/27	土	大人が楽しむおはなし会 (共催 にのみやおはなし会)	ミーティングルーム2	10:00	図書館
5/31	水	町民大学講座 『古文書入門』 全5回 6/7、14、21、28	ミーティングルーム2	14:00	学習
6/1	木	特設展示『男女共同参画』～6/30	図書館	—	図書館
6/2	金	第2回スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム1	19:15	スポーツ
6/7	水	ブックスタート	保健センター	13:00	図書館
6/14	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10:30	図書館
6/16	金	教科書展示 ～7/1	図書館	—	図書館
6/17	土	おはなし会	図書館	10:30	図書館
6/22	木	第2回洋上体験研修実行委員会	秦野市保健福祉センター	16:00	学習

議案第3号

令和6年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針（案）について

令和5年5月22日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小・中学校において使用する教科用図書を採択するにあたり、その方針を定めるため提案する。

令和6年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和6年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、二宮町教科用図書採択検討委員会の協議内容を参考にし、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和6年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(令和6年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)における教科用図書選定審議会等(以下「審議会等」という。)の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会(以下「採択地区協議会」という。)を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果(令和6・7・8・9年度用)、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果(令和3・4・5・6年度用)、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会(歴史的分野)」(令和4・5・6年度用)等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

令和6・7・8・9年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 小学校学習指導要領(平成29年告示)の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮

- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 児童の学習上の困難さに応じた工夫

- 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域(話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと)の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

※ 国語に関しては、書写を除くものとする。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 適切に運筆する能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社 会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能などを習得させるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について児童が多面的・多角的に考えられるような工夫や配慮がなされているか。
- 学習の問題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

※ 社会に関しては、地図を除くものとする。

(エ) 地 図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 児童が自主的に学習に取り組み、読み取る技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 算 数

- 数学的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考え、表現し、さらに伝え合うような題材として工夫や配慮がなされているか。
- 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現する題材や、統計データの特徴を読み取り判断する題材として工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするために、児童の発達の段階に即した工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、学年を通して育成を目指す問題解決の力を養うよう、配列や内容の工夫や配慮がなされているか。

- 「理科の見方・考え方」を働かせて、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するよう、観察、実験などに工夫や配慮がなされているか。

(キ) 生活

- 知識及び技能の基礎としての「気付き」や「生活上必要な習慣や技能」を育成する題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉える題材として、工夫や配慮がなされているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような題材として、「試す」、「見通す」などの工夫や配慮がなされているか。

(ク) 音楽

- 「A表現」と「B鑑賞」の教材は、多様な音楽の中から、児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う題材に工夫や配慮がなされているか。
- 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）及び鑑賞、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が造形的な見方・考え方を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるよう、表現及び鑑賞の題材に、工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(コ) 家庭

- 生活の営みに係る見方・考え方を働かせた学習となるよう、題材に工夫や配慮がなされているか。
- 日常生活に必要となる基礎的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を題材として取り上げるなど工夫や配慮がなされているか。
- 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決していく題材として工夫や配慮がなされているか。

(サ) 保 健

- 児童が健康や安全に関する原則や概念に着目できるよう、統計、調査等の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達段階に即しているか。
- 児童が身近な生活における学習課題を見付けることに役立つよう、イラスト、写真、事例等の資料に、工夫や配慮がなされているか。
- 児童が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習内容に関連する健康情報等の資料に、工夫や配慮がなされているか。

(シ) 外国語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」などのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校外国語活動との関連した構成となるよう、外国語活動で扱った音声や表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人のくらしや、歴史、文化、自然などが、児童の発達段階や興味・関心に即して取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

※ 外国語に関しては、学習者用デジタル教科書（見本版）も調査の対象とする。

(ス) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる工夫や配慮がなされているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学びの工夫や配慮がなされているか。
- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等が取り上げられるなど、工夫や配慮がなされているか。

6 令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(7) 内容と構成

- 学習指導要領（平成29年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。

- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

資料 No.1

令和4年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
二宮小学校	通常	128	93	97	112	107	110	647	30	677	4	3	3	3	3	3	19	7	26
	知的	3	2	1	1	2	1		10	10									2
	肢体				1				1	1									1
	病弱	1	1						2	2									1
	難聴					2			2	2									1
	情緒	2	5	4	1	1	2		15	15									2
一色小学校	通常	28	21	34	24	18	32	157	10	167	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	知的					1			1	1									1
	情緒	1		1	1	4	2		9	9									2
山西小学校	通常	46	55	61	51	51	61	325	11	336	2	2	2	2	2	2	12	2	14
	知的	2	1	1			2		6	6									1
	情緒		1		3		1		5	5									1
二宮中学校	通常	119	99	122				340	15	355	3	3	4				10	4	14
	知的	2	6	1					9	9									2
	肢体		1						1	1									1
	情緒	3	1	1					5	5									1
二宮西中学校	通常	68	85	89				242	14	256	2	3	3				8	4	12
	知的	2	2	1					5	5									1
	肢体			1					1	1									1
	難聴	1							1	1									1
	情緒	3	4						7	7									1

児童数計	1,180
生徒数計	611

令和5年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
二宮小学校	通常	98	126	93	94	112	108	631	32	663	3	4	3	3	3	3	19	7	26
	知的		5	2	1	1	3		12	12									2
	肢体					1			1	1									1
	病弱		1	1					2	2									1
	難聴						2		2	2									1
	情緒	2	2	5	4	1	1		15	15									2
一色小学校	通常	26	26	22	33	26	19	152	10	162	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	知的						1		1	1									1
	情緒	1	3		1	1	3		9	9									2
山西小学校	通常	43	44	57	58	54	53	309	11	320	2	2	2	2	2	2	12	2	14
	知的		2	1	1	1			5	5									1
	情緒			1	2	3			6	6									1
二宮中学校	通常	117	118	105				340	15	355	3	4	3				10	3	13
	知的	2	2	4					8	8									1
	肢体			1					1	1									1
	情緒	3	3						6	6									1
二宮西中学校	通常	80	69	86				235	16	251	3	2	3				8	4	12
	知的	1	2	2					5	5									1
	難聴		1						1	1									1
	情緒	2	3	5					10	10									2

児童数計	1,145
生徒数計	606

参考比較(児童・生徒数)

	4年度	5年度	差
二小	677	663	△ 14
一色小	167	162	△ 5
山小	336	320	△ 16
二中	355	355	0
西中	256	251	△ 5

参考比較

	4年度	5年度	差
小学校	1,180	1,145	△ 35
中学校	611	606	△ 5
計	1,791	1,751	△ 40

参考比較(通常級実学級数)

	4年度	5年度	差
二小	19	19	0
一色小	6	6	0
山小	12	12	0
二中	10	10	0
西中	8	8	0

参考比較(支援級実学級数)

	4年度	5年度	差
二小	7	7	0
一色小	3	3	0
山小	2	2	0
二中	4	3	△ 1
西中	4	4	0

二宮町スポーツ協会補助金交付要綱

二宮町スポーツ協会補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、二宮町スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助対象基準額)

第2条 補助金の対象となる経費及び基準額は、スポーツ協会が前条の目的で行う事業費で、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(申請手続等)

第3条 スポーツ協会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書により、申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付時期は、町長が交付決定をした日から30日以内とする。

2 スポーツ協会は、補助金の交付の決定を受けたときは、町長に対し、補助金の概算払いを請求することができる。

(実績報告)

第5条 スポーツ協会は、町長に対して、町長の定める期日までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに当該事業内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条第2項に規定する通知書によりスポーツ協会に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象経費	補助対象基準額
スポーツ協会が実施する研修に関する経費	実際に要した費用又は100,000円のいずれか低い額
町民のスポーツ振興に寄与するイベント開催に関する経費	実際に要した費用又は200,000円のいずれか低い額
町のスポーツ振興及び発展への功績が顕著な者の表彰記念品に関する経費	実際に要した費用 ※対象者1人あたり10,000円以内の記念品の購入に要する経費
町民へのスポーツ振興を目的とした、町内のスポーツ団体の育成に関する経費	実際に要した費用 ※算定基準は、別表第2のとおりとする。
二宮町体育祭役員協力謝礼	実際に要した費用又は50,000円のいずれか低い額 ※協力者1人あたり1,000円以内
神奈川県スポーツ協会分担金	実際に要した費用

別表第2（第2条関係）

算定基準表

団体会員数	団体規模分①	団体会員数分②	①+②交付額
～10人	10,000円	500円×人数	助成金交付額
11人～20人	10,500円		
21人～30人	11,000円		
31人～40人	11,500円		
41人～50人	12,000円		
51人～60人	12,500円		
61人～70人	13,000円		
71人～80人	13,500円		
81人～90人	14,000円		
91人～100人	14,500円		
101人～110人	15,000円		
111人～120人	15,500円		
121人～130人	16,000円		
131人～140人	16,500円		
141人～150人	17,000円		
151人～160人	17,500円		
161人～170人	18,000円		
171人～180人	18,500円		
181人～190人	19,000円		
191人～200人	19,500円		
201人～210人	20,000円		
211人～220人	20,500円		
221人～230人	21,000円		
231人～240人	21,500円		
241人～250人	22,000円		
251人～260人	22,500円		
261人～270人	23,000円		
271人～280人	23,500円		
281人～290人	24,000円		
291人～300人	24,500円		

1 別表第1に規定する、町内のスポーツ団体の育成に関する経費の算定基準は、団体の会員数に応じ、団体規模分①を基礎額とし、団体会員数分②を合算した額とする。

2 団体会員数分②は、団体现況届（毎年4月1日時点）による人数とする。

二宮町スポーツ協会補助金交付要綱の全部改正についての新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この要綱は、本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、二宮町スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(補助対象経費及び補助対象基準額)</u></p> <p><u>第2条 補助金の対象となる経費及び基準額は、スポーツ協会が前条の目的で行う事業費で、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(申請手続等)</u></p> <p><u>第3条 スポーツ協会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書により、申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(補助金の交付)</u></p> <p><u>第4条 補助金の交付時期は、町長が交付決定をした日から30日以内とする。</u></p> <p><u>2 スポーツ協会は、補助金の交付の決定を受けたときは、町長に対し、補助金の概算払いを請求することができる。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 町長は、本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、二宮町スポーツ協会に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。</u></p> <p><u>(補助対象経費)</u></p> <p><u>第2条 補助の対象経費は、二宮町スポーツ協会が前条の目的で行う事業費、その他団体の運営に必要な経費に充てるものとする。</u></p> <p><u>(交付基準)</u></p> <p><u>第3条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 補助率 100%</u></p> <p><u>(2) 算定方法 補助対象経費×100%</u></p> <p><u>(申請手続等)</u></p> <p><u>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(実績報告)</u> 第5条 <u>スポーツ協会は、町長に対して、町長の定める期日までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。</u></p> <p><u>(補助金額の確定)</u> 第6条 <u>町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに当該事業内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条第2項に規定する通知書によりスポーツ協会に通知するものとする。</u></p> <p><u>(補助金の返還)</u> 第7条 <u>町長は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第8条 <u>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>	<p><u>3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して、町長の定める期日までに実績報告をしなければならない。</u></p> <p><u>(交付時期)</u> 第5条 <u>補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とする。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第6条 <u>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>

令和5年度 6月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和5年6月30日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 3Bクラブ室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項
 - (1) 令和5年度二宮育英会奨学生の選考結果等について
 - (2) ガラスのうさぎ像平和と友情のつどいについて
 - (2) その他

※主な行事

- | | | |
|----------|--------|----------------------|
| 6月12日（月） | 9時30分 | 第1回施設一体型小中一貫教育校設置研究会 |
| 6月30日（金） | 9時30分 | 6月教育委員会議定例会 |
| | 13時30分 | 学校訪問（二宮西中学校） |
| 7月21日（金） | 9時30分 | 7月教育委員会議定例会 |